

第1回木曾川地域審議会議事録

- 日 時 平成17年7月13日(水)午後1時30分から午後3時15分
- 場 所 一宮市役所木曾川庁舎3階 第1委員会室
- 出席者 ・地域審議会委員 10名
- ・行政側 一宮市長 企画政策課長 同副主監
- ・事務局 木曾川事務所長 総務管理課長 同副主監 同主査

1 開 会

本日は、大変お忙しいところ、委員の皆様には、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから第1回木曾川地域審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、谷一宮市長がごあいさつ申し上げます。

2 市長あいさつ

【谷市長】

本日は、大変お忙しいなか、第1回木曾川地域審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

合併から3ヶ月、経過をいたしまして、当初コンピューターの不調とか、職員の不慣れなど、いろいろございまして、市民の皆様には多大なご迷惑をおかけしまして、大変申し訳なかったと思います。今では、だいぶ落ち着いてまいりまして、日常業務には支障がないようになったと認識しております。

地域の皆様には、当然のことですが、合併に伴っていろいろと違和感だとか、様々

な考えの方がおいでになることは承知しております。そんな中で、新しい一宮のまちづくりに努めていかなければならないと思っています。

後ほど詳しくご説明しますが、地域審議会のお役目は、私どもが合併協議の中で2市1町によりお約束したことが新市建設計画に書いてあるわけでした、その約束を私どもが、いかにきちっと守るかということをチェックしていただくことが一言でいえば、お役目でございます。そのほかにも、様々な問題があるかと思いますが、皆様方から問題提起していただいても結構でございます。それぞれ皆様方は、地域を代表する方々ですので住民の声を代表していただいて、私どもにお伝えりたいと思います。それを、私どもは真摯に受け止めまして誠実に対処していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

新生一宮市が誕生して、旧木曾川町の住民の皆様方が合併してよかった、一宮市になってよかったと思っていただけるよう早く整備していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。今日は本当にありがとうございました。

3 委員及び事務局の紹介

〔木曾川事務所長〕

本日は第1回目の会議でございますので、ここで、当木曾川地域審議会の委員および事務局職員の紹介をさせていただきます。

はじめに、委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。

お手元の委員名簿および配席図をご覧ください。正面に向かって右側から順に、

すみとしはる 墨利春 委員です。そのお隣がののがきみのる 野々垣 實 委員です。以上2名の方が公共的団体の役職員から選任させていただいた第1号委員の皆様です。

次に、学識経験者から選任させていただいた第2号委員をご紹介します。野々垣實委員のお隣が五藤和吾委員です。続いて葛谷昭吾委員です。続いて松村真早美委員です。正面左側に移りまして長谷川太郎委員です。そのお隣が柴田俊彦委員です。続いて岡村俊幸委員です。以上の6名の方が第2号委員の皆さまです。

ひき続いて公募により選任させていただいた第3号委員をご紹介します。岡村委員のお隣が川西信委員です。続いて宇佐見福太郎委員です。以上のお二人が第3号委員です。以上の10名が木曾川審議会の委員の皆さまです。

続きまして、事務局側の職員をご紹介します。

申し遅れましたが、私は地域審議会事務を所管する木曾川事務所長の光松でございます。後の席の中央右側から企画政策課長の細江でございます。その右隣が企画政策課副主監の杉山です。中央左側に移りまして事務局である総務管理課長の柴垣でございます。その左隣が総務管理課副主監の野々垣です。同じく主査の田中です。

どうぞよろしくお願いいたします。

4 議 題

【木曾川事務所長】

それでは、議題に入らせていただきます。

一つ目の議題としまして、「(1)地域審議会の所掌事項について」を事務局から説明申し上げます。

【総務管理課長】

資料の地域審議会の設置等に関する協議をご覧下さい。

第1条では、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づき、合併前の葉栗郡木曾川町の区域に地域審議会が設置されており

ます。

第2条では、名称を木曾川地域審議会とし、所管区域を合併前の葉栗郡木曾川町に属する区域としております。

第3条では、審議会の所掌事項については、新市建設計画(お手元の冊子)の変更及び執行状況に関する事項、地域振興基金の活用に関する事項、新市の基本構想の作成及び変更に関する事項、その他市長が必要と認める事項に関し、市長の諮問に応じ審議し、答申することとなっており、第2項では、必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。となっております。

第4条では、審議会の委員の定数は、10人以内とし、旧木曾川町に住所を有し、市長が委嘱するとなっております。委員の構成につきましては、公共的団体の役職員2名、学識経験者6名、公募2名でございます。

第5条では、委員の任期は、2年とし、欠員の場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間となっております。第2項では、委員の再任、第3項では旧木曾川町に住所がなくなったときは、失職と決められております。

第6条では、会長、副会長を委員の互選により選任し、会長は審議会の代表者であり、副会長は職務代理者となっております。

第7条では、審議会の会議は会長が招集し、会長が会議の議長となります。会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。会議は、原則、公開とし議長が必要と認める場合は、審議会に諮って公開しないことができます。

第8条では、関係者に対し資料の提出の要請、第9条では、委員の報酬及び費用弁償を定めております。

第10条では、設置期間を合併の日から平成28年3月31日までとしています。

第11条では、庶務の処理、第12条では、雑則として必要な事項を定めております。

付則として、この協議は、合併の日から施行し、この協議の施行後最初に開催される審議会の会議は、市長が招集する。ということで本日開催しておりますので、宜しくお願いします。

【木曾川事務所長】

ただいまの説明に対して質問はございませんか。

質問がないようですので、「(2)会長および副会長の選出について」を議題とさせていただきます。

先ほど事務局がご説明いたしましたとおり、地域審議会の設置等に関する協議第6条第1項の規定により、会長および副会長は委員の互選により選任するとなっておりますのでよろしくお願いいたいいたします。

それでは、どのような方法で選出したらよろしいでしょうか。

どなたからでも結構ですが、できましたら自由にご発言していただければと存じます。

【委員】 推薦により選出したらどうでしょうか。

【木曾川事務所長】 推薦というお言葉がでしたが、ほかにはよろしいでしょうか。

【委員】 推薦でよろしいと思います。

【木曾川事務所長】 それでは、推薦によりたいと思います。

会長、副会長それぞれの推薦をお願いしたいと思います。

【委員】 会長に葛谷昭吾委員、副会長に墨利春委員を推薦いたします。

【木曾川事務所長】 会長に葛谷昭吾委員、副会長に墨利春委員の推薦がございましたが、ほかに推薦はございませんでしょうか。

ほかに推薦はないようですので、会長に葛谷昭吾委員、副会長に墨利春委員に決定してよろしいでしょうか。

賛成の方は拍手をお願いいたします。

拍手が多数ございましたので、会長に葛谷昭吾委員、副会長に墨利春委員をお願いいたします。

【木曾川事務所長】

それでは、葛谷会長さん、墨副会長さんには会長席、副会長席の方へ移動していただき、それぞれにご挨拶をいただきたいと存じます。

【葛谷会長】

こんにちは、葛谷でございます。よろしくお願いいたします。

振り返りますと、去年の7月は、合併の住民投票がありました。7月15日告示、25日投票日ということで行われましたが、賛成、反対は僅差で合併に決まりました。反対が多いということは、住民方が非常に不安を抱いておられるということです。

合併になりまして3ヶ月になります。中には対等合併の精神で編入合併ということではないかという話も聞きますが、これからが合併して良かった、悪かったという結果を出す時期に入ったと思います。そこで我々地域審議会も住民の皆様方の意見を聞きまして、新しい、よい新市に進めていきたいと思っています。

私が特に思いますことは、木曾川町は教育、福祉が充実していると伺っていますし、事実そうであります。充実しているということは、財政力があったということ

だと思えますけれど、財政に対しての合併についての説明が乏しかったということで、木曽川町がいつまで財政状態が続けられるかということが一般の住民の方はあまり承知していないと思っています。今までどおり木曽川町はやっていけるのではないかということで、合併に反対であるという意見が多かったように思います。

それで私は、財政に関する説明は、住民に対してわかりやすくしていったほうがよいかと思っているわけです。

新しい市を良い地域にしたいと思えますので、皆様方の忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いして、会長の挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

【木曽川事務所長】

ありがとうございました。次に墨副会長よりよろしくお願いします。

【墨副会長】

墨利春です。先輩諸氏の見えるなか副会長に選出されまして、大変恐縮しております。これからは皆様方のご指導を受けながら、会長の補佐をいたしたいと思えますので、よろしくお願いします。

【木曽川事務所長】

ありがとうございます。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、会長にお願いをしたいと存じますが、ここで、10分間の休憩を取りたいと存じます。

(10分間の休憩)

【会長】

それでは、会議を再開します。

議題の「(3)新市建設計画について」市側の説明をお願いします。

【企画政策課長】

企画政策課の細江です。よろしくお願いします。

さきほど説明しました「地域審議会の設置等に関する協議」をご覧ください。

第3条ですが、審議会は、その所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。そのなかで1号、2号の新市建設計画について簡単に説明します。お手元の冊子「新市建設計画」の2ページをご覧ください。

2. 計画の位置付けとして新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条第1項に基づく計画であり、新市のまちづくりの方向性（マスタープラン）を定めるものですが、新市の速やかな一体性の確立と、地域の個性を生かした均衡ある発展、住民福祉の向上を図る上で、根幹となるべき主要事業や特徴的な事業を掲載するもので、すべての分野の施策を網羅するものではありません。

なお、本計画は、新市に設置する地域審議会や新市の意見を踏まえながら、適正な遂行に努めるとともに、財政計画も含め、執行状況を毎年検証し、乖離が生じた場合、改善策を講じるなど適正な進行管理に努めます。

また、計画策定時に予測不可能であった社会情勢の変化や財政状況の変化などにより、計画の変更の必要性が生じた場合は、新市において計画変更をする場合があります。

ひとつ飛びまして、4. 計画の期間であります。この計画の期間は、合併年度及びこれに続く10年間とします。すなわち、平成17年度から平成27年度で、平成28年3月31日までとし、地域審議会の設置期間と同じであります。

5. **総合計画との関係**ですが、合併後の新市において、速やかに、新市の基本構想を含む総合計画の策定に取り組むこととします。

なお、総合計画策定にあたっては、本計画を尊重し、その趣旨、内容を十分踏まえたものとする事とします。

基本構想とは、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、市が議会の議決を経て定めるものであります。

総合計画は、合併後、新たに策定することとなり、6月議会に関係経費を補正予算として計上したところであります。

総合計画は、平成17年度から19年度の3年間で策定する予定で、計画の期間は、平成20年度から29年度の10年間であります。

「地域審議会の設置等に関する協議」の第3条第1項第4号に掲げた新市の基本構想に関する諮問は、平成19年度になる見込みです。

3ページになりまして、1. **位置・地勢・面積**についてですが、新市は、濃尾平野のほぼ中央、名古屋市と岐阜市の間に位置し、地勢的にはきわめて平坦な地形です。北東から南西にかけては、延長約18kmにわたって木曽川に接しています。東西方向の延長は約13.3km、面積は113.91km²です。

以下、新市の概要が11ページまで書いてあります。

2. **歴史・沿革** 3. **人口・世帯** 4ページには4. **産業・経済** 7ページには5. **土地利用** 8ページには6. **生活圏** 10ページには7. **都市基盤**となり、それぞれについて状況が記載してあります。お目とおししていただければ幸いです。

12ページをご覧ください。1. **人口の見通し**について、新市の人口は、合併時の平成17年は368,919人で、計画期間の5年目の平成21年は370,623人、10

年目の平成26年では369,387人と見込まれます。これは国勢調査に基づいておりますが、平成17年4月1日現在の住民と外国人登録の人口は377,216人でしたので、見込みより8,297人多くなっております。

13ページをご覧ください。2. **世帯数の見通し**について、新市の世帯数は、平成17年では123,277世帯、平成21年では125,742世帯、平成26年では127,369世帯へと増加すると見込まれます。このことについても、平成17年4月1日現在の登録世帯数は、133,401世帯でしたので、見込みより10,124世帯多くなっています。

原則的には、今年10月1日に実施される国政調査の数値が基本となりますが、推計は、なかなか難しいといえます。

14ページをご覧ください。第3章 新市建設の基本方針として1. **施策の体系**は下の体系図のとおりです。体系図をご覧くださいと思います。

基本理念として、**安心 元気 協働** があります。

安心は、市民の方が、暮らし、産業活動など幅広い分野にわたり、安心して諸活動ができるまちづくりを目指します。

元気ができるように、住民、企業等この地域に関わりを持つ全ての主体が元気に活動できるまちづくりを目指します。

協働ということで、市民・行政が良好で緊密な連携のもと、互いに協力し合いながら、協働による、決め細やかなまちづくりを目指します。

将来像は、 **木曽の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮**

これからの基本方針として、**新市将来像の7つの礎**があります。

・保健・医療と福祉の充実 **健やかでいきいきと暮らせるまちづくり**

- ・生活環境の整備 自然と共生する快適なまちづくり
- ・産業の振興 たくましい産業が躍動するまちづくり
- ・教育と文化の振興 個性を育む教育・文化のまちづくり
- ・都市基盤の整備 活発な交流が生まれる魅力あるまちづくり
- ・住民参加・コミュニティの推進 市民と行政の協働が織りなすまちづくり
- ・行財政基盤の強化 分権時代に生きる自立したまちづくり

以上のことについて、15ページから17ページ中断まで記載してあります。

17ページ中断をご覧ください。

5. 先導的プロジェクトとして3つの基本理念及び新市の将来像のもとで、7つの基本方針に従って各種の施策に取り組んでいきますが、その中でも、新市の一体性の確立や、合併を契機に住民福祉の向上に資する事業について、合併後のまちづくりを先導的に進めるといった切り口から、次のプロジェクトに重点的に取り組んでいきます。

(1) 先導的プロジェクト1 “水と緑のネットワーク構想”として主要事業がまとめて掲載してあります。尾西地域の関係事業として木曾川河川敷公園整備及び遊歩道整備があります。

(2) 先導的プロジェクト2 “個性が輝く生きがいのまち構想”として主要事業まとめて掲載してあります。木曾川地域の主要事業として文化会館建設、親水的スポーツ・レクリエーション施設建設等があり、6月議会に補正予算として木曾川文化会館建設検討委員会の関係経費を計上し、認められたところであります。

(3) 先導的プロジェクト3 “生き生き交流都市構想”として主要事業がまとめて掲載してあります。木曾川地域の主要事業としてJR木曾川駅周辺整備があり、

6月補正でJR木曾川駅改築工事負担金として、17年度から20年度で債務負担行為が限度額20億4,300万円で設定されるとともに、17年度分として用地費など2億3,600万円余が計上されています。

お手元の資料で主要事業位置図がございますのでご確認ください。

新市建設計画に戻りまして、19ページをお願いします。

第4章 新市の施策で7つの礎がさらに詳しく説明してあります。

21ページには、主要施策の事業名、事業概要が表にして掲載してあります。例えば

- ・健康日本21地方計画策定事業、事業概要が木曾川町の「健康づくり宣言」の趣旨を生かした健康日本21地方計画の策定
- ・市民病院整備事業
- ・保健所運営事業 事業概要が中核市移行に伴う保健所の設置、管理運営

以下、24ページ、29ページ、31ページ、33ページにも主要施策の事業名、事業概要が掲載してあります。35ページの主要施策の表を見てください。

地域振興基金設置について記載してあります。6月議会に地域振興基金の積立金20億円の補正予算と設置等に関する条例を提案し、議決されています。

積立時期は、平成18年の3月を予定しておりますので、運用益が発生するのは18年度になります。

さきほど説明がありました「地域審議会の設置等に関する協議」の市長の諮問事項の中で、第3条第3号に**地域振興のための基金の活用に関する事項**として掲げられています。従って、しかるべき時期にご意見を賜りたいと考えております。

一宮市地域振興基金の設置及び管理に関する条例について抜粋して説明します。

- ・ 設置として、第1条に、市民の連帯の強化又は地域振興に要する経費の財源に充て

るためのものとあります。

- ・ 管理として、第4条に、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとあります。
- ・ 運用益金の処理として、第5条に、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てるものとあります。

つまり、果実運用型の基金ということになります。

付則により、この条例の施行日は交付の日、平成17年6月30日からとなります。

運用益がどのくらいになるかは、実際に基金に積み立てて運用を始める段階にならないとはっきりしたことは申し上げられませんが、最近の金融情勢から20億円といえども多くの運用益は望めないと考えております。

財源的な話ですが、地域振興基金もそうですが、新年度建設計画に位置付けられた事業については国の財政支援制度があります。

まず、財源的に事業費の95%を借入金で賄うことができます。これを合併特例債といえます。従いまして、地域振興基金積立金では20億円のうち95%の19億円を借入れる予定にしております。

次に、借入金を返済すると、元金分と利息分の70%を普通地方交付税の算定における基準財政需要額つまり市としての必要経費として特別に参入してくれ、国から貰う交付税が増えるという有利な取扱いが受けられます。しかしながら、有利な取扱いが受けられるからといって、なんなんでもかんでも実施するわけには行きません。経済社会情勢の変化、市民ニーズなどしっかり把握して慎重に計画を遂行していくことが大切だと考えております。

新市建設計画の40ページをご覧ください。

財政計画ということで、17年度から27年度までの財政の見込みが示してございます。

なお、この見込みが立てられましたのは平成16年ですので、今後、経済社会情勢の変化、国との対応が変わってくれば見込みも変わってくるということで、ご理解いただきたいと思ひます。1つの参考としてお目とおしをお願いします。

以上で新市建設計画等の説明を終わります。

【会 長】

ありがとうございました。ただいまの新市建設計画の説明内容について、ご質問があればお願いいたします。

質問が無いようですので次に移ります。

次に、「(4)今後の審議会スケジュールについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

【総務管理課長】

それでは、今後のスケジュールを申し上げます。

17年度中の地域審議会としましては、年度内に1回～2回開催したいと思ひます。

事業の進捗状況等について、委員の皆さまからご意見等をいただくことになろうかと考えています。

また、特に必要が生じた場合には、この他にも会長を通じて召集させていただくこともあろうかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上、今後のスケジュールについての説明を終わります。

【会 長】

その他について、企画政策課より説明をお願いします。

【企画政策課長】

お手元の冊子をご覧ください。新市誕生を記念いたしまして、事業を実施します。

表紙をご覧ください。ここに書いてあるように、市民の皆さんが企画・実施する事業に補助金を交付します。

一宮市では合併を記念して、新市の市民の団体や地域の団体が自ら企画・実施する事業に対して、予算の範囲で補助金を交付します。

文化や芸術、健康づくりやスポーツを通じた新たな地域活動や地域の特性を生かした事業、新市にふさわしい街づくり事業などアイデアあふれる事業を募集します。

公募ですので、応募期間は、平成 17 年 7 月 1 日(金)～平成 17 年 8 月 31 日(水)の 2 ヶ月間を予定しています。報道機関、窓口等には、ちらし、冊子等、すでに配布してあります。

めくっていただいて、Q & A 方式で書いてあります。(2)として、**対象となる期間**は、平成 17 年 11 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日です。(3)**対象となる場所**は、一宮市内です。(4)として、**対象となる団体等**は、構成員が一宮市に在住、在勤または在学の市民の団体や地域の団体などです。また、この事業を行うための新しい団体を作ってもらっても結構です。例として、ボランティアグループ、同好会、サークルなどのグループでも結構です。(5)として、**対象となる事業**は、例として、シンポジウム、演劇、音楽会、スポーツ交流会など様々な事業を考えています。ア～オの事業は対象外となります。(6)として、**事業の審査**は、新市誕生記念事業審査会で事業の内容を審査し、市において補助する事業を決定します。

(7)として、**対象となる経費**は、事務用品等の消耗品費、通信費、コピー代などの事業の運営に必要な経費 広報宣伝費(パンフレット・チラシなど) 講師等に支払う謝礼(少額) 会場使用料および会場設営費 などですが、食料費、人件費、高額な謝礼(10 万円を超える)は対象になりません。(8)として、**補助金額**は、補助対象となる経費の 3 分の 2

以内または100万円のいずれか低い額とし、千円未満を切捨てとします。なお、 に書いてありますが、応募事業がたくさんありましてどれもが素晴らしい事業ということで、予算が17年度と18年度で総額1,000万円ですが、予算の範囲を超えるほどたくさんの事業が出ましたときは、100万円ではなくもう少し少ない金額で切らせていただいて、補助の事業数を多くさせていただく事がありますのでよろしくお願いします。

5ページをご覧ください。新市誕生記念事業補助金の流れについてです。新事業ですの
で申込者は企画政策課で相談されて、申込書を提出していただきます。市は新市誕生記念事業審査会にて要件・内容審査をして、採用となれば補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付決定をします。

7ページには、申込書の記載例が書いてあります。8ページは申請団体の概要書の記載例です。9ページは事業計画書の記載例です。10ページは事業収支予算書の記載例です。11ページは補助金算出計算書の記載例です。12ページは、団体構成員の名簿となっています。

13ページには、一宮市新市誕生記念事業補助金交付要綱が掲載されています。要綱の後には申込書があります。この申込書を使っての申請となります。

もし皆様の関係しているところで、こういう事業とか団体等がございましたら、ご案内をお願いします。なにかありましたら企画政策課をご案内していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【会 長】

以上で本日予定をいたしておりました議題はすべて終了いたしました。

せっかくの機会ですから、委員の皆さまから何かございましたら、ご発言いただけたらと思います。

【委員】 審議会の開催日をできるだけ早く連絡してほしいと思います。

【総務管理課長】 わかりました。

【委員】 以前から考えを持っていますが、当時の今井町長、山口町長にも申し上げていました。木曽川町は、市街化区域が少ない。率からいくとまあまあですが、幹線道路沿いに市街化区域がないということです。最初5年間の更新で見直しがあるとして進めてきたのですが最終的にはほとんど見直しできていない。木曽川町では当時どうにもならなかったということです。新生一宮市になって、3割が市街化区域になっているということですが、本当に見直しをしてもらおうということで、木曽川町区域は幹線道路に市街化区域はなく、岐阜県あたりから来ると夜は真っ暗な状態です。どうなっているのかと思う。そのところを協議してもらって、見直してもらおうとよいと思います。

【会 長】 今井町長のとき、都市計画委員をしまして、発展すれば市街化調整区域をはずすという話がありました。規制があれば発展しないと思うのですが。

【市 長】 地元の方に対して、お金が絡んでくる話なのですね。

【委員】 これは一概にはいえない。調整区域は税金が安い、市街化区域は宅地なみの税金になるため市街化区域化に反対する方もみえる。

都市計画区域が発足するとき、高齢者が多いなか私は30代でしたが、この地区で協議をしました。要するに5年更新であれば、5年経過しているから考え方も変わるであろうということでした。しかし木曽川町は辺りな所に市街化区域があり、幹線道路沿いには市街化区域が全然ない。今度新市になって見直して整備したらどうかと思います。生産緑地の制度も設けて頂いたところですのでよく検討してもらったらどうかと思います。

【市長】 一宮市も40年以上計画区域はそのままです。どうして市街化区域でないのかと思う場所もあります。木曽川町もほりきり状態ですね。地元の反対もあるんですね。これは重要なテーマですので、これから考えていかなければならないと思います。

【委員】 木曽川町の発展は考えられないですか。中央道沿いなどは市街化区域になるべきところですよ。木曽川町は名鉄本線、JRがありしかも4駅あるところですよ。もっともっと発展すべきところですよ。

【会長】 合併してよかったといえる地域にしなければということですね。

【委員】 ひとつ提案ですが、審議会の趣旨ではないことはわかっていますが、せっかく審議会委員の皆様が集まって見えますので、合併により皆様のまわりで起こっている心配ごと、問題ごとを出して意見交換ができればと思います。旧尾西市も同じような心配ごとを抱えて見えると思いますので意見交換をしたらどうかと思います。

【市長】 尾西地域審議会でも同じような意見がでました。共通の課題あるのではないかと、それについて意見交換して問題が明確になり改革も明確になり市に対する意見もまとまるのではないかとということで共通意見として市に提出したらどうかということですが、お答えです。地域審議会は尾西、木曽川地域、それぞれの新市建設計画の部分について審議するのが趣旨で、双方の審議は趣旨にないものですが、非公式として地域審議会の懇談会のような形など考えられますので会長さんと相談して何かの形で機会が設けられればと思います。その前に自由に発言して頂いて結構です。

【委員】 今日の説明で主要事業に位置づけられたものとして、合併の前に住民ができるだけ感じるようなものを並べられたと思います。木曽川町ではJRの整備が重要なポイントだと思います。

尾西と木曾川と別々の地域で審議するというのですが、新しい一宮市全体の視点で審議する必要があるのではないかと思います。変なところで地域エゴを出しても仕方がない気がします。

この地域に住んで何十年になりますますがずっと前から考えていたことですが、一宮市の中心部の都市計画は立派なもので、水準を越えた計画に基づいており賞賛を惜しまないものですが、対照的に木曾川に近い今伊勢付近、あるいはJR、名鉄の線路に近いあたりは誰かがいつか発議してもっときちとした計画を立てなければならない土地がそのまま放置されていると感じます。市街化区域は税金が高くなるから反対だという話がありましたが、憎まれ役になっても50年100年先をみたら誰かが提案して実現していかなければならないことがたくさんあると思います。ついつい自分の時代はほうかぶりして過ぎればよいという気持ちに人間はなりやすい。一宮市の場合も、南のほうの新しい市街地の発展ぶりと比べるとほかは沈滞している。一宮市の中心部の北よりのあたりが、新しい市のど真ん中になるところですが、あまりよい状態ではないし、旧市境を越えて考えねばならないと思います。

主要事業の福塚線・今伊勢北方線の整備事業は、先に申上げたひとつの解決に近づく計画なのか眺めています。

地域審議会になじむかどうかわかりませんが、懇談会ということも含めて 議論できたらと思います。

【市長】 総合計画策定の議論になると思います。ご指摘のように旧一宮市の計画は甘かったのかと、尾西、木曾川はしっかりやってみると反省しています。区画整理が後追いになっている部分がありまして、非常に重要なことだと思っています。

【委員】 基本計画を思い切ってしっかり立てておくのが大事であります。

そうすれば、時の流れによりいつの間にか町ができあがると思います。

【委員】 私はスポーツ関係ですが、木曽川町はこれまで各スポーツ団体が話合って体育施設を定期的に有効に使わせてもらっていましたが、一宮市は定期利用はなく、すべて抽選と聞いています。木曽川町は子供達を中心としたスポーツ活動が盛んですが、抽選で、日にちが決められなければ、子供の塾など習い事が非常に盛んですので支障が出てしまいます。子供達のスポーツ活動を青少年の健全育成の面からも、方針を新たにしたいなと思います。

旧2市1町の体育協会が統合に向かって進んでいます。現在は支部制で一宮市体育協会木曽川支部ですが、いずれ一宮市体育協会として統合された一つの団体になると思います。今、木曽川町では文部科学省が進めている総合型のスポーツクラブの設立準備委員会を立ち上げまして、会員も集めて木曽川町のスポーツ振興を図って行きたいと思っておりますので、そちらも何とかお認めいただきますようお願いいたします。

【会長】 体育祭がこの秋にあり体育協会の理事さんも心配してみえます。一宮市は連区ごとに体育祭をやってみえますのでそれを参考に進めることになるのでしょうか。

【委員】 すべて今年にそちらの方に転換はできないものですので、旧木曽川町では体育小委員会でやっていたんですが、実行委員会を立ち上げて運営を図っていかうとしています。前町長の山口さんを本部長として大会本部を立ち上げて、その下に実行委員会を置くことを考えて進めています。

【委員】 県の事業の推進の中で、都市計画道路木曽川古知野線の計画線ができてから30年たちますが、そのままになっています。どちらが計画して進めているのですか。

【会長】 木曽川東小学校の北の道路ですね。

【市長】 県事業は県と私どもの間でやりとりがありました。町民の方からたくさんの要望があったわけですが、県のほうでいろいろと都合があってここまで整備されたわけで

す。県の事業の推進のなかに掲載されていますし、県に要望はしておりますので前向きに捕らえてよいと思います。

【委員】 合併について思ったことは、一宮市は行政が縦割り行政で、木曽川町は個々に色んな活動をしてみえる。そういう大きな違いがあり、まとめるのは大変だと思いました。一宮市は連区ごとに区長さんがみえまして、その以下の組織はどうなっているのでしょうか。住民に届くまでの組織、それを気にかけております。

【市長】 これからは連区制の議論をしなければならないので一宮市の現状を説明しながら進めてまいります。

【委員】 一宮市の連区制を説明してもらったほうがよいです。

【市長】 区長さん、町会長の皆様を対象に説明を申し上げていくわけですが、地域審議会としても説明してほしいということであれば、次回にでも一度資料を揃えさせていただきましてご説明します。

【委員】 長年、PTAの役員をやらしていただいています。

合併してから、色々問題が耳に入ってくるようになりました。

すりあわせで見直しをされていますが、旧木曽川町のレベルの高い部分で近づいていけるよう教育、社会福祉を新生一宮市が進めていってほしいと思います。

【市長】 学校関係でレベルの高いところに合わせてほしいという意見ですが、合併協議会を通じてよく聞いてまいりました。やれることはやりました。これからもやっていきたいと思いますが、限度があるわけでありまして、木曽川町として高いレベルの住民サービスが難しいということで合併をなさる理由もありまして、限界があることのご理解を賜りたいと思います。

木曽川町の教育レベルが本当に高いのか、教育委員会の専門の方に確認していただ

きたい。思い込んでいる部分があるのではないかと思います。結果的に成績のレベルは一宮市が低いということはないと思いますので、現実にはどうなのかと思います。

【委員】 現場の子供たちが満足しているかどうかということが問題であり、成績の結果はおいといて、授業を受けたり、学校を運営する人たちが満足できるかということが重要であると思います。

【委員】 合併してから一宮市は画一的であり、今までの木曽川町は各学校の独自性があり色々なことができたが、今は市全体のなかでやらなければならないから難しく困っているという話があります。

【市長】 それぞれの運営は校長に任せていますので、学校の独自性を出すことは問題ありませんし、自由に使っていただく予算もあります。

【委員】 教育委員会である程度まとまって、こうせよというような指導はありますか。

【市長】 それはあります。教育レベルを揃えなければなりませんから最低限度のことはいいです。中日新聞にも出ました教育の「発展」の部分まで教えましょうということを、皆さんで徹底しましょうという指導をします。その中身のやり方まではいいません。

最初は違和感があるかもしれませんが、慣れの期間があると思います。悪いこととは思わないで長い目で見てほしいと思います。

【委員】 補助金の申請が木曽川町は簡単であったが、一宮市は難しい面があるとの話があります。

【市長】 公金ですのできちとした手続きが必要です。よろしくお願いします。

【委員】 木曽川町は地区公民館が少ないですが、市で作ってもらうわけにはいかないですか。

【市長】 地区の公民館については、助成制度があります。市では作らず町内で作

っていただいて補助金を交付します。

【会 長】 よろしいでしょうか。

それでは、これを持ちまして第1回木曾川地域審議会を閉会いたします。

長時間にわたりどうもありがとうございました。